

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
第1章 総則	第1章 総則								
(輸出の具体的な時期) 2-5 法第2条第1項第2号に規定する「輸出」の具体的な時期は、外国に仕向けられた船舶等に外国に向けて貨物を積み込んだ時とする。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれ、次に掲げる時とする。 (1)～(3) (省略) (4) 本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物又は特定輸出申告、 <u>特定委託輸出申告</u> 若しくは <u>特定製造貨物輸出申告</u> （法第67条の3第6項に規定する特定輸出申告若しくは特定委託輸出申告又は同条第4項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行おうとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可を受けた場合 その輸出の許可を受けた時 (5) 本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物又は特定輸出申告、 <u>特定委託輸出申告</u> 若しくは <u>特定製造貨物輸出申告</u> を行おうとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可前にその船舶が外国に向けて航行を開始した場合 その航行を開始した時	(輸出の具体的な時期) 2-5 法第2条第1項第2号に規定する「輸出」の具体的な時期は、外国に仕向けられた船舶等に外国に向けて貨物を積み込んだ時とする。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれ、次に掲げる時とする。 (1)～(3) (同左) (4) 本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物又は特定輸出申告（法第67条の3第2項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）を行おうとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可を受けた場合 その輸出の許可を受けた時 (5) 本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物又は特定輸出申告を行おうとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可前にその船舶が外国に向けて航行を開始した場合 その航行を開始した時								
第4章 保税地域	第4章 保税地域								
第3節 保税蔵置場	第3節 保税蔵置場								
(保税蔵置場に対する処分の基準等) 48-1 保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行おうとする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。 (1)～(6) (省略)	(保税蔵置場に対する処分の基準等) 48-1 保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行おうとする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。 (1)～(6) (同左)								
別表1	別表1								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">非違の態様</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">基礎点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">10件以下</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 5px;">禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。</p>	非違の態様	基礎点数	10件以下	3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">非違の態様</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">基礎点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">10件以下</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 5px;">禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。</p>	非違の態様	基礎点数	10件以下	3
非違の態様	基礎点数								
10件以下	3								
非違の態様	基礎点数								
10件以下	3								

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
① 他所蔵置の許可を受けることなく、保税地域以外の場所に外国貨物（特例輸出貨物を除く。）を置くこと（法第30条第1項）。		① 他所蔵置の許可を受けることなく、保税地域以外の場所に外国貨物（特定輸出貨物を除く。）を置くこと（法第30条第1項）。
②～⑪ （省略）		②～⑪ （同左）
⑫ 承認を受けることなく、外国貨物（特例輸出貨物を除く。）を運送すること（法第63条第1項、法第64条第1項）。		⑫ 承認を受けることなく、外国貨物（特定輸出貨物を除く。）を運送すること（法第63条第1項、法第64条第1項）。
⑬ （省略）		⑬ （同左）
税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	2	税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。
①～⑫ （省略）		①～⑫ （同左）

別表2及び3 （省略）

(承認等の通知)

50-5 令第42条第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。

(1) 申請者への通知は、「特定保税承認者承認書」(C-9011-1又はC-9011-2)又は「特定保税承認者不承認通知書」(C-9021)（以下この節において「承認書等」という。）を交付することにより行うこととする。

なお、当該承認書には、承認を開始する日及び承認の有効期間（8年間）を付記した上で通知するものとする。

(2) （省略）

第3節 保税工場

(保税工場における記帳義務)

61の3-1 法第61条の3の規定により保税工場の許可を受けた者が備え付けることとされる帳簿の記帳等については、次によるものとする。

(1) （省略）

(2) 指定保税工場以外の保税工場の記帳は、保税作業終了届に所要の事項を追記してこれを一括ファイルすることにより代用させて差し支えない。こ

別表2及び3 （同左）

(承認等の通知)

50-5 令第42条第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。

(1) 申請者への通知は、「特定保税承認者承認書」(C-9011-1又はC-9011-2)又は「特定保税承認者不承認通知書」(C-9021)（以下この節において「承認書等」という。）を交付することにより行うこととする。

なお、承認通知書には、承認を開始する日及び承認の有効期間（8年間）を付記した上で通知するものとする。

(2) （同左）

第3節 保税工場

(保税工場における記帳義務)

61の3-1 法第61条の3《記帳義務》の規定により保税工場の許可を受けた者が備え付けることとされる帳簿の記帳等については、次によるものとする。

(1) （同左）

(2) 指定保税工場以外の保税工場の記帳は、保税作業終了届に所要の事項を追記してこれを一括ファイルすることにより代用させて差し支えない。こ

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の場合、原料品の搬入及び使用の事績は、事前に保税工場に置くこと等の承認を受けている場合にあっては、令第50条第3項の規定により当該承認書に裏書きされることとして差し支えない。</p> <p>なお、この場合においては、別に「使用内訳表」(C-3230)を添付させるものとする。</p> <p>(3)～(7) (省略)</p> <p>(8) 帳簿を電磁的記録により保存する場合の取扱いは、前記34の2—4に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(9) 造船所内の保税工場における外国籍船舶の修理、改装用資材の搬出入に係る帳簿及びその記帳は、前記34の2—10に準ずる。</p> <p>この場合において、「法第34条の2」とあるのは「法第61条の3」と、「関税法基本通達34の2—10扱い」とあるのは、「関税法基本通達61の3—1扱い」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) 帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間)(法第61条の5に規定する承認を受けた者にあっては<u>1年</u>を経過する日)までとする。</p>	<p>の場合、原料品の搬入及び使用の事績は、事前に保税工場に置くこと等の承認を受けている場合に<u>あつては</u>、令第50条第3項<u>《置くことの承認等による代用》</u>の規定により当該承認書に裏書きされることとして差し支えない。</p> <p>なお、この場合においては、別に「使用内訳表」(C-3230)を添付させるものとする。</p> <p>(3)～(7) (同左)</p> <p>(8) 帳簿を電磁的記録により保存する場合の取扱いは、前記34の2—4(<u>電磁的記録による帳簿の保存</u>)に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(9) 造船所内の保税工場における外国籍船舶の修理、改装用資材の搬出入に係る帳簿及びその記帳は、前記34の2—10(<u>外国籍船舶の修理、改装のために使用する資材の搬出入に係る帳簿及びその記帳</u>)に準ずる。</p> <p>この場合において、「法第34条の2」とあるのは「法第61条の3」と、「関税法基本通達34の2—10扱い」とあるのは、「関税法基本通達61の3—1扱い」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) 帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間)(法第61条の5に規定する承認を受けた者にあっては<u>5年</u>を経過する日)までとする。</p>
第5章 運 送	第5章 運 送
<p>(改善措置の求め)</p> <p>63の5—1 法第63条の5の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 法第67条の3第6項に規定する特定委託輸出申告において、後記67の3—2—3の(4)に規定する貨物の確認を適正に行っていない場合</p> <p>(4)及び(5) (省略)</p>	<p>(改善措置の求め)</p> <p>63の5—1 法第63条の5の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 法第67条の3第2項に規定する特定委託輸出申告において、後記67の3—2—3の(4)に規定する貨物の確認を適正に行っていない場合</p> <p>(4)及び(5) (同左)</p>
第6章 通 関	第6章 通 関
第1節 一般輸出通關	第1節 一般輸出通關
<p>(輸出申告の手続)</p> <p>67—1—2 法第67条に規定する輸出申告は、令第58条に規定する「輸出申告書」(C-5010)又は「輸出申告書」(C-5015-1及びC-5015-2) 3</p>	<p>(輸出申告の手続)</p> <p>67—1—2 法第67条<u>《輸出又は輸入の許可》</u>に規定する輸出申告は、令第58条<u>《輸出申告の手続》</u>に規定する「輸出申告書」(C-5010)又は「輸出</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>通（原本、許可書用、統計用）を税関に提出して行わせる。ただし、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵閣第1048号、以下この章において「統計基本通達」という。）の21-2に掲げる貨物（同中(14)に掲げるものを除く。）については、統計用の提出を要しない。</p> <p><u>なお、輸出申告に当たっては当該輸出申告に係る貨物が保税地域等（保税地域又は法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所をいう。以下同じ。）に搬入前であるか搬入後であるかを当該輸出申告書に記載させるものとし、当該貨物が保税地域等に搬入前である場合は、保税地域等に搬入された際、その旨を当該輸出申告に係る申告官署に連絡させることとする。</u></p> <p>(輸出貨物の検査)</p> <p>67-1-7 輸出貨物の検査については、次による。</p> <p>(1) 輸出貨物の現品検査は、輸出申告者、貨主、仕向地等を総合的に判断し、<u>関税又は内国消費税の戻し税、輸出免税等の取扱いを受ける貨物、その他貨物の種類、性質等にかんがみ、特に検査を要すると認められる貨物に重点を置いて、原則として、当該貨物が保税地域等に搬入された後に実施する。</u></p> <p><u>なお、コンテナーに詰められた状態で輸出の許可を受けるため保税地域等に搬入される貨物（以下この項において「コンテナー貨物」という。）について、貨物の積付けの状態を示す書類及び貨物の写真等が税關に提出された場合には、これらの書類等を審査・検査の参考とする。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 輸出貨物の検査区分は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、委任検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>イ (省略) ロ 本船検査は、後記<u>67の3-6-1</u>の規定により本船扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は、原則として本船上において行う。</p> <p>ハ ふ中検査は、後記<u>67の3-6-1</u>の規定によりふ中扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は原則としてふ中にいて行う。ただし、税關が特に必要があると認めた場合には、その指定する個数の貨物を陸揚げして行う。</p> <p>ニ及びホ (省略)</p> <p>(4) 再包装が困難な貨物等（例えば、プラント貨物、美術品等）で仕入書、包</p>	<p>申告書」（C-5015-1及びC-5015-2）3通（原本、許可書用、統計用）を税関に提出して行わせる。ただし、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵閣第1048号、以下この章において「統計基本通達」という。）の21-2（<u>普通貿易統計上除外貨物</u>）に掲げる貨物（同中(14)（金貨及び貨幣用金）に掲げるものを除く。）については、統計用の提出を要しない。</p> <p>(輸出貨物の検査)</p> <p>67-1-7 輸出貨物の検査については、次による。</p> <p>(1) 輸出貨物の現品検査は、輸出申告者、貨主、仕向地等を総合的に判断し、<u>関税又は内国消費税の戻し税、輸出免税等の取扱いを受ける貨物、その他貨物の種類、性質等にかんがみ、特に検査を要すると認められる貨物に重点を置いて実施する。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 輸出貨物の検査区分は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、委任検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>イ (同左) ロ 本船検査は、後記<u>67の2-1-1の(1)</u>の規定により本船扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は、原則として本船上において行う。</p> <p>ハ ふ中検査は、後記<u>67の2-1-1の(2)</u>の規定によりふ中扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は原則としてふ中にいて行う。ただし、税關が特に必要があると認めた場合には、その指定する個数の貨物を陸揚げして行う。</p> <p>ニ及びホ (省略)</p> <p>(4) 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合に該当するときは、便宜、輸出申告の前に</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>装明細書、サーベイヤリスト等により貨物の内容が明らかである等、当該貨物が保税地域等に搬入される前の検査（貨物確認を含む。以下この項においてこの検査を「搬入前検査」という。）を実施することに支障がない場合は、輸出者からの申出により、輸出申告の後、搬入前検査を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>なお、搬入前検査を行った貨物であっても、輸出者等を勘案し、必要があると認めるときは、当該貨物に係る保税地域等搬入後の検査を行うことができるものとする。</u></p>	<p><u>検査を行うことができるものとする（以下この項においてこの検査を「事前検査」という。）。</u></p>
<p>(5) <u>コンテナー貨物については、輸出者から申出があった場合で、かつ、次に掲げる条件の全てに該当する場合に限り、輸出申告の後、税関長が指定した場所で搬入前検査を行うことができるものとする。</u></p> <p>イ <u>搬入前検査を実施することに支障がない貨物であること。</u></p> <p>ロ <u>積付状況説明書その他仕入書等により貨物の内容が明らかであること。</u></p> <p>ハ <u>搬入前検査終了後、速やかに保税地域等に搬入されることが確実であること。</u></p> <p><u>なお、搬入前検査を行った貨物であっても、輸出者等を勘案し、必要があると認めるときは当該貨物に係る保税地域等搬入後の検査を行うことができるものとする。</u></p>	<p><u>また、事前検査を行った貨物について輸出申告が行われた場合には、その申告に係る貨物の検査は、輸出者等を勘案し、必要に応じ行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>再包装が困難な貨物等（例えば、プラント貨物、美術品等）で仕入書、包装明細書、サーベイヤリスト等により検査が可能と認められる場合</u></p> <p>(ロ) <u>コンテナー扱い（後記67-1-20に規定するコンテナー扱いをいう。）が認められた貨物について、輸出申告の予備申告書（「予備審査制について」（平成12年3月31日蔵関第251号）に基づく予備申告書をいう。）が税関に提出され、当該貨物を税関が指定する検査場に搬入できる場合</u></p>
<p>(6) <u>輸出検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全部検査の3種類とし、現品検査に当たっては、当該検査の目的に応じ見本確認又は一部検査の方法による。</u></p> <p>見本確認は、現品検査に際し数量確認を行う必要がない等の場合に、当該申告に係る貨物の一部又はその同一の控貨物を見本として税関に搬入させて行う。</p> <p>なお、見本を当該申告に係る貨物の一部から採取し、分析等のため返却できなくなった場合は、必ず同一貨物により補充させるものとする。</p> <p>一部指定検査を行う場合、貨物の現品検査個数は、1申告の総個数の1%（その数が5個を超える場合は5個）とするが、検査鑑定上必要と認める</p>	<p>(5) <u>輸出検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全部検査の3種類とし、現品検査に当たっては、当該検査の目的に応じ見本確認又は一部検査の方法による。</u></p> <p>見本確認は、現品検査に際し数量確認を行う必要がない等の場合に、当該申告に係る貨物の一部又はその同一の控貨物を見本として税関に搬入させて行う。</p> <p>なお、見本を当該申告に係る貨物の一部から採取し、分析等のため返却できなくなった場合は、必ず同一貨物により補充させるものとする。</p> <p>一部指定検査を行う場合、貨物の現品検査個数は、1申告の総個数の1%（その数が5個を超える場合は5個）とするが、検査鑑定上必要と認める</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>場合には、適宜その数を増加して差し支えない。</p> <p>(7) 輸出貨物の現品検査に際しては、必ず輸出者又はその代理人若しくはこれらの者に代わる者（郵便物の場合は、令第66条の2第3項の規定に基づく郵便事業株式会社の立会職員を含む。以下「検査立会人」という。）を立ち会わせるものとする。</p> <p>なお、保稅地域等に搬入後、荷主の異なる貨物が詰められたコンテナー貨物の一部に対して検査を行う場合は、原則として、検査扱いとなった貨物（以下この項において「検査対象貨物」という。）のみをコンテナーから取り出させることとする。また、検査対象貨物の輸出者又はその代理人から、検査対象貨物でない貨物の輸出者又はその代理人に対して検査実施の旨を連絡させることとする。この場合、検査対象貨物でない貨物の輸出者又はその代理人を当該検査に立ち会わせても差し支えない。</p>	<p>場合には、適宜その数を増加して差し支えない。</p> <p>(6) 輸出貨物の現品検査に際しては、必ず輸出者又はその代理人若しくはこれらの者に代わる者（郵便物の場合は、令第66条の2第3項の規定に基づく郵便事業株式会社の立会職員を含む。以下「検査立会人」という。）を立ち会わせるものとする。</p>
<p>(輸出申告の撤回の取扱い)</p> <p>67-1-10 輸出申告の撤回は、その申告に係る輸出の許可前に限り認めるものとし、その撤回に当たっては、申告撤回理由等を記載した「輸出申告撤回申出書」(C-5240) 1通を提出して行わせるものとする。</p> <p>なお、輸出申告の後に貨物の蔵置場所が変更され、申告すべき官署が異なることとなる場合には、当該申告を撤回させ、申告書以外の添付書類は輸出者又はその代理人に返却するものとし、併せて輸出者等から蔵置場所変更の事情を聴取するものとする。</p> <p>また、申告撤回の申出があった場合において、必要があると認められるとときは、当該申告の撤回を認める前に検査を行うことができるものとする。</p>	<p>(輸出申告の撤回の取扱い)</p> <p>67-1-10 輸出申告の撤回は、その申告に係る輸出の許可前に限り認めるものとし、その撤回に当たっては適宜の様式による「輸出申告撤回申請書」1通を提出して行わせるものとする。</p>
<p>(輸出許可書の交付)</p> <p>67-1-17 輸出申告書の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行い、その貨物を確認の上、法第70条第1項又は第2項の規定による証明又は確認が適法に行われた場合には、輸出申告書の1通（許可書用）に許可印(C-5002)を押なつし、これを輸出許可書として申告者に交付する。</p>	<p>(輸出許可書の交付)</p> <p>67-1-17 輸出申告書の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行い、その貨物を確認の上、法第70条《証明又は確認》第1項又は第2項の規定による証明又は確認が適法に行われた場合には、輸出申告書の1通（許可書用）に許可印(C-5002)を押なつし、これを輸出許可書として申告者に交付する。</p>
<p>(輸出貨物のコンテナ扱い)</p> <p>67-1-20 コンテナを利用して輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）される貨物をコンテナに詰めたまま輸出申告し、許可を受ける場合の取扱い（以下この項において「コンテナ扱い」という。）は、次による。</p> <p>(1) コンテナ扱いを認める条件</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>コンテナー扱いは、次に掲げる各条件を充たす貨物で、検査を実施する場合に支障がないものについて認めるものとする。</p> <p>イ 輸出者が次のいずれにも該当していないこと。</p> <p>① 過去3年間に輸出に関し関税に関する法令の規定に違反して処罰されたこと。</p> <p>② 過去2年間に税関の審査・検査により、輸出に関し関税に関する法令に従っていないことが発見されたこと（例えば、申告外物品が発見された場合）又は関税に関する法令に従っていないおそれがあると税関に指摘され申告の撤回をしたこと（例えば、他法令の許可・承認等を必要とする貨物であることが税関に指摘され申告を撤回した場合）。ただし、単なる誤記又は記入漏れその他の明らかに単純な誤りに起因する場合を除く。</p> <p>③ 過去3年間に外国為替及び外国貿易法第48条《輸出の許可等》の規定に違反して処罰されたこと。</p> <p>ロ 輸出者が過去1年以内にコンテナーにより貨物（混載貨物を除く）を輸出したことがあること。</p> <p>ハ 複数輸出者に係る貨物が同一コンテナーに詰め込まれるものでないこと。</p> <p>ニ (5)の規定により本制度の適用を中止した輸出者について、その中止の日から1年が経過していること。</p> <p>(2) コンテナー扱い申出書の提出</p> <p>コンテナー扱いを受けようとする者は、貨物をコンテナーに詰め込む前に「コンテナー扱い申出書（個別・包括）」（C-5240）2通及び(1)ロの実績を確認するための書類（例えば、ドック・レシート等）を当該貨物の輸出申告を行う税関官署の通関部門に提出するものとし、税関は、これを認めたときは、うち1通に審査印を押なつして返付する。</p> <p>この場合において、長期契約等に基づいて恒常に輸出される貨物については、税関が適当と認める場合には、一定期間（最高1年）について包括的にこの手続を行うこととして差し支えないものとする。</p> <p>なお、税関は、必要と認めるときは、コンテナー扱い申出書に当該貨物に係る取引関係書類の添付又は提示を求めるものとする。</p> <p>(3) 輸出申告の際の添付書類</p> <p>コンテナー扱いによる貨物の輸出申告に際しては、上記(2)の税關から返付を受けたコンテナー扱い申出書を通關部門に添付又は提示させるものとする。</p> <p>また、公認検定機関又は税關長が認めた通關業者が当該貨物の品名、数量、記号、コンテナ番号、封印番号等税關が通關審査上必要と認</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>める事項の確認及び施封を行い、これらの事項が記載され当該確認を行つた者が証明した書面を輸出申告書に添付した場合は、審査・検査の参考とする。</p> <p>なお、異なる種類の貨物が同一コンテナー内に詰め込まれている場合には、税関がその必要がないと認めた場合を除き、積付けの状態を示す書類を併せて添付させるものとする。</p> <p>(4) コンテナー扱い貨物の検査 コンテナー扱いを認めた貨物の検査は、輸出者、貨物の種類、詰込み確認者等を勘案し、必要に応じ行うものとする。</p> <p>(5) コンテナー扱いの適用中止 輸出者が上記(1)に定める本制度を認めるための条件を充足しないこととなつたとき又はコンテナー扱いを認めた貨物について重大な事故が発見された場合には、本制度の適用中止など必要な是正措置を講ずるものとする。</p> <p>(輸出貨物の本船扱い及びふ中扱い)</p> <p>67の2-1-1 令第59条の4第1項第1号及び第2号に規定する輸出貨物に係る本船扱い及びふ中扱いは、次の各条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。</p> <p>なお、特定輸出申告を行おうとする貨物については、法第67条の3第1項の規定により法第67条の2の規定が適用されないことから、本船扱い及びふ中扱いの手続きを要することなく本船等へ積み込んだ状態で特定輸出申告を行うことができるので留意する。</p> <p>(1) 本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が次に掲げる品目に該当する貨物又は均質かつ大量の貨物又は巨大重量物で当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障がないこと等、税関長が適当と認めた貨物であること。</p> <p>イ 本船扱いを認める品目 冷凍魚肉類、米、丸太、製材、竹材、石灰石、石炭、コークス、アンモニア水、アルミナ、ソーダ灰、化学肥料、セメント、銑鉄、普通鋼鋼材、自動車（輸出統計品目番号（「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件」（昭和62年6月大蔵省告示第94号）に規定するものをいう。）第87.02項、第87.03項又は第87.04項に掲げるもののうち完成車に限る。以下この項において同じ。）</p> <p>ロ ふ中扱いを認める品目 生鮮果実、米、小麦粉、飼料、合成ゴム、丸太、まくら木、製材、竹</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>材、パルプ、合成短纖維、スフ綿、纖維のくず、砂、石こう、石灰石、石炭、粘土、鉄鋼のくず、ボーキサイト、コークス、ユールタール、アスファルト、魚油、大豆油、カーボンブラック（ホワイトカーボンを含む。）、アルミナ、ソーダ灰、工業用化学薬品、化学肥料、ダイナマイ特、合成樹脂の塊・粒・フレーク・粉、合板、新聞用紙、印刷用紙、筆記用紙、クラフトライナー、段ボール原紙（中芯）、紡績糸、石灰、セメント、タイル、板ガラス、銑鉄、鉄鋼のインゴット（これに類する一次製品を含む。）、鉄鋼の棒・形鋼・板・ユニバーサルプレート・帯・軌条・線又は管、銅・鉛・亜鉛・アルミニウム及びこれらの合金の塊・棒・形材・板・帯・線又は管、鋼管の継手、有刺鉄線、鉄鋼製の釘・ネジ・ボルト及びナット、プラント貨物（重量機械、建設資材等）</p> <p>(2) 本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が、他の貨物と外国貿易船の同一船倉内又は同一のはしけその他これに類する船舶（以下「はしけ等」という。）に混載されていないこと。 なお、他の貨物が、同一の船倉内又は同一のはしけ等に遮斗板等により明確に区画して積載されている場合は混載とはみないので留意する。</p> <p>(3) 自動車の本船扱いは、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り認めることとする。</p> <p>イ 自動車専用船に積載されて輸出されること。</p> <p>ロ 積付け計画書等の提出が可能であり、本船における積付け状況が明らかであること。</p> <p>ハ その他検査を行うのに特段の支障がないと認められること。</p> <p>(4) 本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物の数量、輸送形態等からみて、貨物を通關のために保税地域等に搬入することが輸出者等に必要以上の負担をかけ、適当でないと考えられる場合であること。</p> <p>（輸出貨物の搬入前申告扱い）</p> <p>67の2-1-2 令第59条の4第1項第4号に規定する輸出貨物に係る搬入前申告扱いは、次に掲げる条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。</p> <p>(1) 輸出しようとする貨物が、次に掲げる貨物に該当するものであること。</p> <p>イ プラント貨物等輸出申告書の審査に長時間をする貨物</p> <p>ロ 生活力を有する動植物及び生鮮食料品等緊急に通關を要する貨物</p> <p>ハ 化学肥料、セメント及び普通鋼鋼材等の均質、かつ、大量の貨物</p> <p>ミ 上記イからハに掲げる貨物のほか、申告に係る本船への船積みが確實と認められ、その船積みに間に合わせるために、税關長が搬入前申告扱いをすることが必要と認める貨物</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>(2) 輸出しようとする貨物が、保税地域等へ搬入完了後、輸出者又はこれに代わる者（通関業者、倉主等）からなされる搬入完了の通知が確実に履行されると認められること。</p> <p><u>(輸出貨物の本船扱い等の承認申請)</u> <u>67の2-1-3 令第59条の4第2項に規定する本船扱い若しくはふ中扱い又は搬入前申告扱いの承認申請は、「本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請書」(C-5250) 2通を提出して行い、承認したときはうち1通に承認印を押なつして申請者に交付し、輸出申告の際申告書にこれを添付するものとする。ただし本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた貨物の輸出申告に際し、申告書上段の「本船扱い」又は「ふ中扱い」記入欄の下部に当該承認申請に係る承認番号を記入した場合は、申告書への添付を要しない。</u> <u>なお、本船扱い又はふ中扱いに係る貨物の外国貿易船又ははしけ等への積込みは、原則として、上記承認の後行うものとする。ただし、資格外変前の沿海通航船に積載済の貨物について本船扱いを受ける場合又ははしけ等により他の港から運搬された貨物についてふ中扱いを受ける場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(本船扱い等における輸出申告書の提出及び輸出許可の時期)</u> <u>67の2-1-4 本船扱い、ふ中扱い又は搬入前申告扱いが承認された貨物に係る輸出申告書の提出及び輸出許可等の時期は、次による。</u> (1) <u>本船扱い又はふ中扱いの承認された貨物に係る輸出申告書の提出の時期は、原則として、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載された後とする。ただし、本船扱いの場合で、当該貨物を積載する外国貿易船が船積後出港を取り急ぐような場合等税関がやむを得ないと認めたときは、積載完了前に輸出申告書を提出させ、便宜、事前審査を行うこととして差し支えない。また、搬入前申告扱いの承認された貨物に係る輸出申告書の提出の時期は、当該承認の後とする。</u> (2) <u>本船扱い又はふ中扱い若しくは搬入前申告扱いに係る貨物についての法第67条に規定する検査及び許可は、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了した後若しくは保税地域等へ搬入した後に行うものとする。</u></p>
第1節の2 輸出申告の特例	第1節の2 輸出申告の特例
(特定輸出申告に係る貨物の検査) <u>67の3-1-3 特定輸出申告に係る貨物について検査を行う必要があると認められる場合の検査については、前記67-1-7((3)のロ、ハ及び(5)を除く。)</u>	(特定輸出申告に係る貨物の検査) <u>67の3-1-3 特定輸出申告に係る貨物について検査を行う必要があると認められる場合の検査については、前記67-1-7 ((3)のロ及びハを除く。)</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>及び67-1-8の規定により取り扱うものとする。なお、特定輸出申告に係る貨物について行う法第67条の検査は、法第69条の規定の適用を受けることとなるので留意する。</p> <p>(輸出許可書の交付)</p> <p>67の3-1-4 特定輸出申告書の審査及び必要な検査（法第70条第1項の証明に係る審査及び検査又は同条第2項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定輸出申告が適法に行われていることが確認された場合には、前記67-1-17の規定にかかわらず、特定輸出申告書の1通（許可書用）に許可印（C-5002）を押なつし、これを輸出許可書として特定輸出者（法第67条の3第1項第1号に規定する「特定輸出者」をいう。以下同じ。）に交付する。</p>	<p>及び67-1-8の規定により取り扱うものとする。なお、特定輸出申告に係る貨物について行う法第67条の検査は、法第69条の規定の適用を受けることとなるので留意する。</p> <p>(輸出許可書の交付)</p> <p>67の3-1-4 特定輸出申告書の審査及び必要な検査（法第70条第1項の証明に係る審査及び検査又は同条第2項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定輸出申告が適法に行われていることが確認された場合には、前記67-1-17の規定にかかわらず、特定輸出申告書の1通（許可書用）に許可印（C-5002）を押なつし、これを輸出許可書として特定輸出者に交付する。</p>
<p>(輸出取止めの取扱い)</p> <p>67の3-1-5 <u>特例輸出貨物</u>（法第30条第1項第5号に規定する<u>特例輸出貨物</u>をいう。以下同じ。）について、輸出の取止めその他の事由によりこれを国内に引き取ることとなった場合には、前記67-1-14の(2)の規定にかかわらず、後記<u>67の4-1</u>の規定により<u>特例輸出貨物</u>に係る輸出の許可を取り消すべき旨の申請を行う。</p>	<p>(輸出取止めの取扱い)</p> <p>67の3-1-5 <u>特定輸出貨物</u>（法第30条第1項第5号に規定する<u>特定輸出貨物</u>をいう。以下同じ。）について、輸出の取止めその他の事由によりこれを国内に引き取ることとなった場合には、前記67-1-14の(2)の規定にかかわらず、後記<u>67の11-1</u>の規定により<u>特定輸出貨物</u>に係る輸出の許可を取り消すべき旨の申請を行う。</p>
<p>(特定輸出申告の対象とならない貨物)</p> <p>67の3-1-6 特定輸出申告は、令第59条の8に規定する貨物については行うことができないので留意する。</p>	<p>(特定輸出申告の対象とならない貨物)</p> <p>67の3-1-6 貨物をコンテナーに詰めたまま当該貨物について特定輸出申告をしようとする場合には、前記67-1-20の規定は適用しないので留意する。</p>
<p>(特例輸出貨物の保税地域間の運送に係る取扱い)</p> <p>67の3-1-7 <u>特例輸出貨物の指定保税地域等</u>（法第29条に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下この項において同じ。）相互間の運送については、当該貨物に係る特定輸出者、<u>特定委託輸出者</u>（法第67条の3第1項第2号に規定する「特定委託輸出者」をいう。以下同じ。）及び<u>特定製造貨物輸出者</u>（法第67条の3第1項第3号に規定する「特定製造貨物輸出者」をいう。以下同じ。）（以下この項において「<u>特定輸出者等</u>」という。）若しくは特定輸出者等から特例輸出貨物の運送</p>	<p>(特定輸出貨物の保税地域間の運送に係る取扱い)</p> <p>67の3-1-8 <u>特定輸出貨物の指定保税地域等</u>（法第29条に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下この項において同じ。）相互間の運送については、当該貨物に係る特定輸出者等において、次に掲げる書類の保存が必要とされるので留意する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>を委託された者</u>（以下この項において「委託運送者」という。）において、次に掲げる書類の保存が必要とされるので留意する。</p> <p>なお、これらの書類のうち、特定輸出者等においては(1)、(2)及び(4)に掲げる書類並びに(3)に掲げる書類の控えを、<u>委託運送者</u>においては(3)に掲げる書類及び(4)に掲げる書類の控えを保存することとなる。</p> <p>(1) 貨物を保税地域に搬入した後に特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告（以下この項において「特定輸出申告等」という。）を行う場合においては、輸出申告を行った蔵置場所及び積込港（一般的の輸出申告書における蔵置場所及び積込港に同じ。）が記載された特定輸出申告書。</p> <p>この場合においては、特定輸出申告書、<u>特定委託輸出申告書及び特定製造貨物輸出申告書</u>（以下この項において「特定輸出申告書等」という。）に記載された蔵置場所及び積込港が、それぞれ指定保税地域相互間の運送の発送地及び到着地となる。</p> <p>(2) 保税地域以外の場所（自社施設等）において特定輸出申告等を行い、輸出の許可を受けた後に保税地域を経由して積込港へ運送される場合においては、当該保税地域が貨物の蔵置場所を記載する欄に追記され、かつ、積込港が記載された特定輸出申告書等。</p> <p>この場合においては、特定輸出申告書等に追記された当該保税地域及び記載された積込港が、それぞれ指定保税地域等相互間の運送の発送地及び到着地となる。</p> <p>(3) 特定輸出者等が委託運送者に対して発給する運送指図書であって、指定保税地域等相互間の運送の区間とそれ以外の運送の区間を明確に区分し、かつ、指定保税地域等相互間の運送の区間について、<u>特例輸出貨物</u>と一般的の輸出申告により許可を受けた貨物（(4)において「一般的の輸出貨物」という。）を明確に区分したもの。</p> <p>(4) 委託運送者が特定輸出者等に対して発給する運送に係る請求書であって、指定保税地域等相互間の運送の区間とそれ以外の運送の区間を明確に区分し、かつ、指定保税地域等相互間の運送の区間について<u>特例輸出貨物</u>と一般的の輸出貨物を明確に区分したもの。</p> <p>(注) <u>特例輸出貨物</u>の指定保税地域等相互間の運送に係る消費税については、消費税法施行令第17条第2項第4号《輸出取引等の範囲》の規定により免税とされているが、当該規定の適用に当たっては、その運送が指定保税地域等相互間の運送であることなど消費税法施行規則第5条第1項第4号《輸出取引等の証明》に掲げる事項を記載した書類の保存が必要とされている。</p>	<p>なお、これらの書類のうち、特定輸出者においては(1)、(2)及び(4)に掲げる書類並びに(3)に掲げる書類の控えを、<u>特定輸出者から特定輸出貨物の運送を委託された者</u>（(3)及び(4)において「委託運送者」という。）においては(3)に掲げる書類及び(4)に掲げる書類の控えを保存することとなる。</p> <p>(1) 貨物を保税地域に搬入した後に特定輸出申告を行う場合においては、輸出申告を行った蔵置場所及び積込港（一般的の輸出申告書における蔵置場所及び積込港に同じ。）が記載された特定輸出申告書。</p> <p>この場合においては、特定輸出申告書に記載された蔵置場所及び積込港が、それぞれ指定保税地域相互間の運送の発送地及び到着地となる。</p> <p>(2) 保税地域以外の場所（自社施設等）において特定輸出申告を行い、輸出の許可を受けた後に保税地域を経由して積込港へ運送される場合においては、当該保税地域が貨物の蔵置場所を記載する欄に追記され、かつ、積込港が記載された特定輸出申告書。</p> <p>この場合においては、特定輸出申告書に追記された当該保税地域及び記載された積込港が、それぞれ指定保税地域等相互間の運送の発送地及び到着地となる。</p> <p>(3) 特定輸出者が委託運送者に対して発給する運送指図書であって、指定保税地域等相互間の運送の区間とそれ以外の運送の区間を明確に区分し、かつ、指定保税地域等相互間の運送の区間について、<u>特例輸出貨物</u>と一般的の輸出申告により許可を受けた貨物（(4)において「一般的の輸出貨物」という。）を明確に区分したもの。</p> <p>(4) 委託運送者が特定輸出者に対して発給する運送に係る請求書であって、指定保税地域等相互間の運送の区間とそれ以外の運送の区間を明確に区分し、かつ、指定保税地域等相互間の運送の区間について<u>特例輸出貨物</u>と一般的の輸出貨物を明確に区分したもの。</p> <p>(注) <u>特例輸出貨物</u>の指定保税地域等相互間の運送に係る消費税については、消費税法施行令第17条第2項第4号《輸出取引等の範囲》の規定により免税とされているが、当該規定の適用に当たっては、その運送が指定保税地域等相互間の運送であることなど消費税法施行規則第5条第1項第4号《輸出取引等の証明》に掲げる事項を記載した書類の保存が必要とされている。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(一般輸出通關に関する規定の適用)</p> <p>67の3-1-8 輸出申告、輸出申告書又は輸出申告に係る貨物若しくは輸出許可済貨物の取扱いに関する前記67-1-1の規定、67-1-3の規定、67-1-4の規定、67-1-6の規定、67-1-9から67-1-13までの規定、67-1-15の規定、67-1-16の規定及び67-1-18の規定は、特定輸出申告、特定輸出申告書又は特定輸出申告に係る貨物若しくは<u>特例輸出貨物</u>についてそれぞれ適用されるので留意する。</p>	<p>(一般輸出通關に関する規定の適用)</p> <p>67の3-1-9 輸出申告、輸出申告書又は輸出申告に係る貨物若しくは輸出許可済貨物の取扱いに関する前記67-1-1の規定、67-1-3の規定、67-1-4の規定、67-1-6の規定、67-1-9から67-1-13までの規定、67-1-15の規定、67-1-16の規定及び67-1-18の規定は、特定輸出申告、特定輸出申告書又は特定輸出申告に係る貨物若しくは<u>特定輸出貨物</u>についてそれぞれ適用されるので留意する。</p>
<p>(特定委託輸出申告の方法)</p> <p>67の3-2-1 特定委託輸出申告を行う場合には、令第59条の5第2項の規定に基づき、当該申告の都度、法第67条の2第1項の規定の適用を受けないことを希望する旨、外国貿易船等に積み込もうとする開港、税關空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者の利用者コード（輸出入・港湾関連情報処理システムを使用する際に利用するコードをいう。）並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を輸出入・港湾関連情報処理システムに登録を行うこととなるので留意する。ただし、法第67条の3第1項第2号に規定する特定委託輸出者が同号に規定する認定通關業者と包括的な委任契約を締結するなどにより、継続して当該申告を行うこと及び当該認定通關業者において後記67の3-2-3の(1)による貨物管理を履行するものとして予め当該申告を行おうとする税關官署に「特定委託輸出申告包括申出書」(C-9160)を提出した場合には、個々の申告において特定保税運送者の名称並びに貨物の蔵置場所の名称及び所在地の申告を省略して差し支えないものとする。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税關空港又は不開港の所在地を所轄する税關官署に特定委託輸出申告を行った場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</p>	<p>(特定委託輸出申告の方法)</p> <p>67の3-2-1 特定委託輸出申告（法第67条の3第2項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合には、令第59条の5第2項の規定に基づき、当該申告の都度、法第67条の2第1項の規定の適用を受けないことを希望する旨、外国貿易船等に積み込もうとする開港、税關空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者の利用者コード（輸出入・港湾関連情報処理システムを使用する際に利用するコードをいう。）並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を輸出入・港湾関連情報処理システムに登録を行うこととなるので留意する。ただし、法第67条の3第1項第2号に規定する特定委託輸出者が同号に規定する認定通關業者と包括的な委任契約を締結するなどにより、継続して当該申告を行うこと及び当該認定通關業者において後記67の3-2-3の(1)による貨物管理を履行するものとして予め当該申告を行おうとする税關官署に「特定委託輸出申告包括申出書」(C-9160)を提出した場合には、個々の申告において特定保税運送者の名称並びに貨物の蔵置場所の名称及び所在地の申告を省略して差し支えないものとする。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税關空港又は不開港の所在地を所轄する税關官署に特定委託輸出申告を行った場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</p>
<p>(「特定保税運送者に委託」の意義)</p> <p>67の3-2-2 法第67条の3第1項に規定する「申告に係る貨物が置かれている場所から（中略）開港、税關空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託」することとは、特定委託輸出申告に係る貨物が置かれている場所から開港等までの間ににおいて一の特定保税運送者が一貫して運送することをいうので留意する。ただし、当該申告に係る貨物について輸出の許可を受けた後は、他の特定保税運送者が運送を行っても差し支えないものとする。</p>	<p>(「特定保税運送者に委託」の意義)</p> <p>67の3-2-2 法第67条の3第2項に規定する「申告に係る貨物が置かれている場所から（中略）開港、税關空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託」することとは、特定委託輸出申告に係る貨物が置かれている場所から開港等までの間ににおいて一の特定保税運送者が一貫して運送することをいうので留意する。ただし、当該申告に係る貨物について輸出の許可を受けた後は、他の特定保税運送者が運送を行っても差し支えないものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸出許可の時期)</p> <p>67の3-2-4 特定委託輸出申告の審査及び必要な検査（法第70条第1項の証明に係る審査及び検査又は同条第2項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定委託輸出申告が適法に行われていることが確認された場合に、許可を行うものとする。</p>	<p>(輸出許可の時期)</p> <p>67の3-2-4 特定委託輸出申告の審査及び必要な検査（法第70条第1項の証明に係る審査及び検査又は同条第2項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定委託輸出申告が適法に行われていることが確認されるとともに、当該申告に係る貨物が保税地域に搬入された場合に、許可を行うものとする。</p>
<p>(特定委託輸出申告の対象とならない貨物)</p> <p>67の3-2-5 特定委託輸出申告は、令第59条の8に規定する貨物については行うことができないので留意する。</p>	<p>(コンテナー詰め貨物の取扱い)</p> <p>67の3-2-5 コンテナーに貨物を詰めたまま特定委託輸出申告をしようとする場合は、前記67-1-20の規定が適用されるので留意する。この場合において、同項の(1)の規定の適用については、イの①及び③並びにハの規定を充たせば足りるものとして取り扱って差し支えない。</p>
<p>(一般輸出通関に関する規定の適用)</p> <p>67の3-2-6 輸出申告に係る貨物又は輸出許可済貨物の取扱いに関する前記67-1-3から67-1-6までの規定、67-1-7((3)のロ及びハを除く。)の規定、67-1-8から67-1-16までの規定及び67-1-18の規定は、特定委託輸出申告に係る貨物又は当該申告により輸出の許可を受けた貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。</p>	<p>(特定委託輸出申告の対象とならない貨物)</p> <p>67の3-2-6 特定委託輸出申告は、令第59条の6に規定する貨物については行うことができないので留意する。</p>
<p>(一般輸出通関に関する規定の適用)</p> <p>67の3-2-7 輸出申告に係る貨物又は輸出許可済貨物の取扱いに関する前記67-1-3から67-1-6までの規定、67-1-7((3)のロ及びハを除く。)の規定、67-1-8から67-1-16までの規定及び67-1-18の規定は、特定委託輸出申告に係る貨物又は当該申告により輸出の許可を受けた貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。</p>	<p>(一般輸出通關に関する規定の適用)</p> <p>67の3-2-7 輸出申告に係る貨物又は輸出許可済貨物の取扱いに関する前記67-1-3から67-1-6までの規定、67-1-7((3)のロ及びハを除く。)の規定、67-1-8から67-1-16までの規定及び67-1-18の規定は、特定委託輸出申告に係る貨物又は当該申告により輸出の許可を受けた貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。</p>
<p>(特定製造貨物輸出申告の方法)</p> <p>67の3-3-1 特定製造貨物輸出者が特定製造貨物輸出申告を行う場合には、令第59条の5第3項の規定に基づき、当該申告の都度、法第67条の2第1項の規定の適用を受けないことを希望する旨、法第67条の13第3項第2号イに規定する特定製造貨物を製造した者の氏名又は名称及び外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う運送者の氏名又は名称並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を輸出入・港湾関連情報処理システムに登録を行うとともに、当該申告に際しては認定製造者が自ら作成した貨物確認書（令第59条の9に掲げる事項を記載した適宜の書面をいう。以下同じ。）を提出することとなるので留意する。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港の所在</p>	<p>(特定製造貨物輸出申告の方法)</p> <p>67の3-3-1 特定製造貨物輸出者（法第67条の13第2項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。以下同じ。）が特定製造貨物輸出申告（法第67条の3第2項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合には、令第59条の5第3項の規定に基づき、当該申告の都度、法第67条の2第1項の規定の適用を受けないことを希望する旨、法第67条の13第3項第2号イに規定する特定製造貨物を製造した者の氏名又は名称及び外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う運送者の氏名又は名称並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を輸出入・港湾関連情報処理システムに登録を行うとともに、当該申告に際しては認定製造者が自ら作成した貨物確認書（令第59条の7に掲げる事項を記載した適宜の書面をいう。以下同じ。）を提出することとなるの</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>地を所轄する税関官署に特定製造貨物輸出申告を行った場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</p> <p>(特定製造貨物輸出申告に係る貨物の管理方法)</p> <p>67の3-3-2 認定製造者（法第67条の14に規定する認定製造者をいう。以下同じ。）による特定製造貨物輸出申告に係る貨物（以下「特定製造貨物」という。以下同じ。）の管理は、以下による。</p> <p>(1) 認定製造者が貨物確認書を作成する場合には、当該貨物確認書に係る特定製造貨物を的確に確認した上で、令第59条の9に掲げる事項を適切に記載する必要がある。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(輸出許可の時期)</p> <p>67の3-3-3 特定製造貨物輸出申告に係る輸出の許可は、当該申告に係る審査及び必要な検査（法第70条第1項の証明に係る審査及び検査又は同条第2項の規定による確認を含む。）が終了し、当該申告が適法に行われていることが確認された後に行うものとする。</p> <p>(特定製造貨物輸出申告の対象とならない貨物)</p> <p>67の3-3-4 特定製造貨物輸出申告は、令第59条の8に規定する貨物については行うことができないので留意する。</p> <p>(一般輸出通関に関する規定の適用)</p> <p>67の3-3-5 輸出申告に係る貨物又は輸出許可済貨物の取扱いに関する前記67-1-3から67-1-6までの規定、67-1-7((3)のロ及びハを除く。)の規定、67-1-8から67-1-16までの規定及び67-1-18の規定は、特定製造貨物輸出申告に係る貨物又は当該申告により輸出の許可を受けた貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。</p>	<p>で留意する。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に特定製造貨物輸出申告を行った場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</p> <p>(特定製造貨物輸出申告に係る貨物の管理方法)</p> <p>67の3-3-2 認定製造者（法第67条の14に規定する認定製造者をいう。以下同じ。）による特定製造貨物輸出申告に係る貨物（以下「特定製造貨物」という。以下同じ。）の管理は、以下による。</p> <p>(1) 認定製造者が貨物確認書を作成する場合には、当該貨物確認書に係る特定製造貨物を的確に確認した上で、令第59条の7に掲げる事項を適切に記載する必要がある。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>(輸出許可の時期)</p> <p>67の3-3-3 特定製造貨物輸出申告に係る輸出の許可は、当該申告に係る審査及び必要な検査（法第70条第1項の証明に係る審査及び検査又は同条第2項の規定による確認を含む。）が終了し、当該申告が適法に行われていることが確認されるとともに、当該申告に係る貨物が保税地域に搬入された後に行うものとする。</p> <p>(コンテナ詰め貨物の取扱い)</p> <p>67の3-3-4 コンテナに貨物を詰めたまま特定製造貨物輸出申告をしようとする場合は、前記67-1-20の規定が適用されるので留意する。この場合において、同項の(1)の規定の適用については、ハの規定を充たせば足りるものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(特定製造貨物輸出申告の対象とならない貨物)</p> <p>67の3-3-5 特定製造貨物輸出申告は、令第59条の6に規定する貨物については行うことができないので留意する。</p> <p>(一般輸出通関に関する規定の適用)</p> <p>67の3-3-6 輸出申告に係る貨物又は輸出許可済貨物の取扱いに関する前記67-1-3から67-1-6までの規定、67-1-7((3)のロ及びハを除く。)の規定、67-1-8から67-1-16までの規定及び67-1-18の規定は、特定製造貨物輸出申告に係る貨物又は当該申告により輸出の許可を受けた貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(特定輸出者の承認申請手続)</p> <p>67の3-4 法第67条の3第1項第1号の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記67の3-5までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この項から後記67の3-5までにおいて「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項において単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項において単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 承認申請書には、令第59条の10第2項に規定する法第67条の6第3号の規則（以下この項及び後記67の5-1において「法令遵守規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定輸出者の承認の申請と同時に認定製造者の認定の申請をする場合には、1通を加えるものとする。なお、この場合において提出する法令遵守規則は、法第67条の13第3項第2号ハに規定する規則の内容を網羅したものとする。以下この項において同じ。）及び令第59条の10第3項に規定する登記事項証明書1通を添付する。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付する。</p> <p>(2) 令第59条の10第1項第4号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第7条の2第1項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡</p>	<p>(特定輸出者の承認申請手続)</p> <p>67の3-4 法第67条の3第1項第1号の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記67の3-5までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この項から後記67の3-5までにおいて「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項において単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項において単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 承認申請書には、令第59条の8第2項に規定する法第67条の4第3号の規則（以下この項及び後記67の5-1において「法令遵守規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定輸出者の承認の申請と同時に認定製造者の認定の申請をする場合には、1通を加えるものとする。なお、この場合において提出する法令遵守規則は、法第67条の13第3項第2号ハに規定する規則の内容を網羅したものとする。以下この項において同じ。）及び令第59条の8第3項に規定する登記事項証明書1通を添付する。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付する。</p> <p>(2) 令第59条の8第1項第4号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第7条の2第1項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>略化することとして差し支えない。</p> <p>イへヲ (省略)</p> <p>ワ 輸出貨物の管理（法第67条の6第2号の貨物の管理をいう。）を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称、住所又は居所及び責任者の氏名等並びに委託している者が特定保税承認者又は特定保税運送者である場合はその旨</p> <p>カ (省略)</p> <p>(3) 前記7の2-5(3)の規定は、令第59条の10第3項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。</p> <p>(特例輸入者に関する規定の準用)</p> <p>67の3-5 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第59条の10第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第59条の10第5項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出については、それぞれ前記7の2-6、7の2-7、7の2-8及び7の2-9((1)を除く)の規定に準じて取り扱う。この場合において、7の2-7中「特例輸入者承認通知書」(C-9010)又は「特例輸入者不承認通知書」(C-9020)とあるのは、「特定輸出者承認通知書」(C-9013)又は「特定輸出者不承認通知書」(C-9023)と、7の2-8中「法第7条の5第1号イからチまでのいづれか」とあるのは、「法第67条の6第1号イからトまでのいづれか」と、「法第7条の11第1項第2号から第4号までのいづれか」とあるのは「法第67条の10第1項第2号から第4号までのいづれか」と読み替えるものとする。</p> <p>(輸出貨物の本船扱い及びふ中扱い)</p> <p>67の3-6-1 法第67条の3第2項に規定する輸出貨物に係る本船扱い及びふ中扱いは、次の各条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。</p> <p>なお、法第67条の3第4項及び第6項に規定する特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告（以下この項において「特定輸出申告等」という。）を行おうとする貨物については、本船扱い及びふ中扱いの手続きを要することなく特定輸出申告等を行うことができるものとする。</p> <p>(1) 本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が次に掲げる品目に該当する貨物又は均質かつ大量の貨物又は巨大重量物で当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障がないこと等、税関長が適当と認めた貨物であること。</p> <p>イ 本船扱いを認める品目</p>	<p>略化することとして差し支えない。</p> <p>イへヲ (同左)</p> <p>ワ 輸出貨物の管理（法第67条の4第2号の貨物の管理をいう。）を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称、住所又は居所及び責任者の氏名等並びに委託している者が特定保税承認者又は特定保税運送者である場合はその旨</p> <p>カ (省略)</p> <p>(3) 前記7の2-5(3)の規定は、令第59条の8第3項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。</p> <p>(特例輸入者に関する規定の準用)</p> <p>67の3-5 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第59条の8第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第59条の8第5項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出については、それぞれ前記7の2-6、7の2-7、7の2-8及び7の2-9((1)を除く)の規定に準じて取り扱う。この場合において、7の2-7中「特例輸入者承認通知書」(C-9010)又は「特例輸入者不承認通知書」(C-9020)とあるのは、「特定輸出者承認通知書」(C-9013)又は「特定輸出者不承認通知書」(C-9023)と、7の2-8中「法第7条の5第1号イからチまでのいづれか」とあるのは、「法第67条の4第1号イからトまでのいづれか」と、「法第7条の11第1項第2号から第4号までのいづれか」とあるのは「法第67条の8第1項第2号から第4号までのいづれか」と読み替えるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>冷凍魚肉類、米、丸太、製材、竹材、石灰石、石炭、コークス、アンモニア水、アルミナ、ソーダ灰、化学肥料、セメント、銑鉄、普通鋼鋼材、自動車（輸出統計品目番号（「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件」（昭和62年6月大蔵省告示第94号）に規定するものをいう。）第87.02項、第87.03項又は第87.04項に掲げるもののうち完成車に限る。以下この項において同じ。）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ふ中扱いを認める品目</p> <p>生鮮果実、米、小麦粉、飼料、合成ゴム、丸太、まくら木、製材、竹材、パルプ、合成短纖維、スフ綿、纖維のくず、砂、石こう、石灰石、石炭、粘土、鉄鋼のくず、ボーキサイト、コークス、コールタル、アスファルト、魚油、大豆油、カーボンブラック（ホワイトカーボンを含む。）、アルミナ、ソーダ灰、工業用化学薬品、化学肥料、ダイナマイト、合成樹脂の塊・粒・フレーク・粉、合板、新聞用紙、印刷用紙、筆記用紙、クラフトライナー、段ボール原紙（中芯）、紡績糸、石灰、セメント、タイル、板ガラス、銑鉄、鉄鋼のインゴット（これに類する一次製品を含む。）、鉄鋼の棒・形鋼・板・ユニバーサルプレート・帯・軌条・線又は管、銅・鉛・亜鉛・アルミニウム及びこれらの合金の塊・棒・形材・板・帶・線又は管、鋼管の継手、有刺鉄線、鉄鋼製の釘・ネジ・ボルト及びナット、プラント貨物（重量機械、建設資材等）</p> <p>(2) 本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が、他の貨物と外国貿易船の同一船倉内又は同一のはしけその他これに類する船舶（以下「はしけ等」という。）に混載されていないこと。</p> <p>なお、他の貨物が、同一の船倉内又は同一のはしけ等に遮蔽板等により明確に区画して積載されている場合は混載とはみないので留意する。</p> <p>(3) 自動車の本船扱いは、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り認めることとする。</p> <p>イ 自動車専用船に積載されて輸出されること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 積付け計画書等の提出が可能であり、本船における積付け状況が明らかであること。</p> <p>ハ その他検査を行うのに特段の支障がないと認められること。</p> <p>(4) 本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物の数量、輸送形態等からみて、貨物を通関のために保税地域等に搬入することが輸出者等に必要以上の負担をかけ、適当でないと考えられる場合であること。</p> <p>（輸出貨物の本船扱い等の承認申請）</p> <p>67の3-6-2 法第67条の3第2項に規定する本船扱い又はふ中扱いの承認申請は、「本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請書」（C-5250）2</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>通を提出して行い、承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者に交付し、輸出申告の際、申告書にこれを添付するものとする。ただし本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた貨物の輸出申告に際し、申告書上段の「本船扱い」又は「ふ中扱い」記入欄の下部に当該承認申請に係る承認番号を記入した場合は、申告書への添付を要しない。</p> <p>なお、本船扱い又はふ中扱いに係る貨物の外国貿易船又ははしけ等への積込みは、原則として、上記承認の後行うものとする。ただし、資格外変前の沿海通航船に積載済の貨物について本船扱いを受ける場合又ははしけ等により他の港から運搬された貨物についてふ中扱いを受ける場合は、この限りでない。</p>	
<p>(本船扱い等における輸出申告書の提出及び輸出許可の時期)</p> <p>67の3-6-3 本船扱い又はふ中扱いが承認された貨物に係る輸出申告書の提出及び輸出許可等の時期は、次による。</p> <p>(1) 本船扱い又はふ中扱いの承認された貨物については、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了する前であっても、輸出申告書を提出することができる。この場合、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了した際、その旨を当該輸出申告に係る申告官署に連絡させることとする。</p> <p>(2) 本船扱い又はふ中扱いに係る貨物についての法第67条に規定する検査及び許可は、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了した後に行うものとする。</p>	
<p>(特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請手続)</p> <p>67の4-1 法第67条の4第1項の規定に基づく特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請は、「特例輸出貨物の輸出許可取消申請書」(C-9100)2通を特例輸出貨物に係る輸出の許可をした税関長に提出することにより行わせる。</p>	
<p>(特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消し)</p> <p>67の4-2 法第67条の4第2項の規定に基づく輸出の許可の取消しは、前記67の4-1の規定による申請が行われた場合に行うほか、例えば、次のような場合に行うこととする。この場合における特定輸出者への通知は、「特例輸出貨物の輸出許可取消書」(C-9110)を使用して行うものとする。</p> <p>① 特定輸出申告書、特定委託輸出申告書及び特定製造貨物輸出申告書(以下この項において「特定輸出申告書等」という。)に記載された品名と特例輸出貨物が相違することが判明した場合</p> <p>② 特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告ができない</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>貨物について当該申告を行い、輸出の許可を受けていたことが判明した場合</u></p> <p><u>③ 事故その他の事情により、特例輸出貨物が特定輸出申告書等に記載された品名と異なることとなった場合</u></p> <p><u>④ 特定輸出申告書等に記載された外国貿易船又は外国貿易機への積込予定日を経過しても積込みがされない場合であって、その後においても当該積込みが予定されていない場合</u></p> <p>(特例輸出貨物に係る取扱いの準用)</p> <p><u>67の5-1 法第67条の5の規定により特例輸出貨物について準用される法第34条本文及び法第45条第3項の規定の適用については、前記34-1(同項の(2)のただし書及び(4)を除く。)及び45-3の規定に準じて取り扱うものとする。この場合において、34-1の(2)の本文中「外国貨物を廃棄」とあるのは「特例輸出貨物を廃棄」と、「提出」とあるのは「輸出の許可をした税関官署に提出」と、45-3中「亡失した貨物を蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた者から当該保税蔵置場を所轄する」とあるのは「亡失した特例輸出貨物について輸出の許可を受けていた者から当該輸出の許可した」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p>(承認の審査)</p> <p><u>67の6-1 法第67条の6に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」(平成19年3月31日財関第418号)に基づき行うものとする。</u></p>	<p>(承認の審査)</p> <p><u>67の4-1 法第67条の4に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」(平成19年3月31日財関第418号)に基づき行うものとする。</u></p>
<p>(改善措置の求め)</p> <p><u>67の7-1 法第67条の7の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>(改善措置の求め)</p> <p><u>67の5-1 法第67条の5《規則等に関する改善措置》の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (同左)</p>
<p>(特定輸出者からの事情の聴取等)</p> <p><u>67の7-2 前記7の6-2の規定は、前記67の7-1の規定により特定輸出者に対し改善措置を求める場合において準用する。</u></p>	<p>(特定輸出者からの事情の聴取等)</p> <p><u>67の5-2 前記7の6-2の規定は、前記67の5-1の規定により特定輸出者に対し改善措置を求める場合において準用する。</u></p>
<p>(帳簿の備付け等に関する用語の意義)</p> <p><u>67の8-1 法第67条の8第1項に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。</u></p> <p>(1) 法第67条の8第1項の規定により特定輸出者が備え付けることとされ</p>	<p>(帳簿の備付け等に関する用語の意義)</p> <p><u>67の6-1 法第67条の6第1項に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。</u></p> <p>(1) 法第67条の6第1項の規定により特定輸出者が備え付けることとされ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ている帳簿については、令第59条の12に規定する事項を記載したものであれば、特定輸出者が有する既存の帳簿に所要の事項を追記したもの、仕入書に輸出許可年月日及び輸出許可番号を追記したものなどであつても差し支えないので留意する。</p> <p>(2) 令第59条の12第4項に規定する「第1項の帳簿及び第2項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかとなるように整理することをいい、同項に規定する「その他これらに準ずるもの所在地」とは、代理人の事業所や寄託契約等により保管を委託している営業倉庫等の所在地をいう。</p> <p>(特例申告に関する規定の準用)</p> <p>67の8-2 特定輸出者が法第67条の8第2項の規定において準用する電子帳簿保存法の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく帳簿書類の保存を行う場合の取扱いについては、前記7の9-2から7の9-8まで（承認申請手続等・取りやめの届出手続等・変更の届出手続等・電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続・承認の取消し等・COMによる保存等の取扱い・新たに特例輸入者となつた者についての取扱い）の規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>67の9-1 令第59条の13の規定において準用する令第4条の13の規定による届出の手続については、前記7の10-1の規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(失効後の義務)</p> <p>67の10-1 特定輸出者の承認が失効した場合においても、法第67条の10第2項の規定により特定輸出貨物に係る帳簿書類の保存等の義務を免れることはできないので留意する。</p> <p>(特定輸出者の承認の取消し)</p> <p>67の11-1 法第67条の11の規定に基づき特定輸出者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第67条の11第1号に規定する「不実の記載」には、単なる記載誤りや転記誤りによる記載は含まれないものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(2) 特定輸出者が法第67条の6第2号に適合しないこととなったため法第67条の11第2号イの規定により特定輸出者の承認を取り消すことができる場合とは、特定輸出者が、例えば次の場合に該当することとなった場合</p>	<p>ている帳簿については、令第59条の9に規定する事項を記載したものであれば、特定輸出者が有する既存の帳簿に所要の事項を追記したもの、仕入書に輸出許可年月日及び輸出許可番号を追記したものなどであつても差し支えないので留意する。</p> <p>(2) 令第59条の9第4項に規定する「第1項の帳簿及び第2項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかとなるように整理することをいい、同項に規定する「その他これらに準ずるもの所在地」とは、代理人の事業所や寄託契約等により保管を委託している営業倉庫等の所在地をいう。</p> <p>(特例申告に関する規定の準用)</p> <p>67の6-2 特定輸出者が法第67条の6第2項の規定において準用する電子帳簿保存法の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく帳簿書類の保存を行う場合の取扱いについては、前記7の9-2から7の9-8まで（承認申請手続等・取りやめの届出手續等・変更の届出手續等・電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続・承認の取消し等・COMによる保存等の取扱い・新たに特例輸入者となつた者についての取扱い）の規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>67の7-1 令第59条の10の規定において準用する令第4条の13の規定による届出の手続については、前記7の10-1の規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(失効後の義務)</p> <p>67の8-1 特定輸出者の承認が失効した場合においても、法第67条の8第2項の規定により特定輸出貨物に係る帳簿書類の保存等の義務を免れることはできないので留意する。</p> <p>(特定輸出者の承認の取消し)</p> <p>67の9-1 法第67条の9の規定に基づき特定輸出者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第67条の9第1号に規定する「不実の記載」には、単なる記載誤りや転記誤りによる記載は含まれないものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(2) 特定輸出者が法第67条の4第2号に適合しないこととなったため法第67条の9第2号イの規定により特定輸出者の承認を取り消すことができる場合とは、特定輸出者が、例えば次の場合に該当することとなった場合</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
とする。 ① (省略) ② 関税法若しくは関税に関する法律の規定又は関税法第70条第1項若しくは第2項に規定する他の法令の規定に違反した場合(法第67条の <u>6第1号イ又はロ</u> に該当することとなった場合を除く。) ③ 令第59条の14の規定において準用する令第4条の14の規定に基づく通知は、「特例輸入者等承認・認定取消書」(C-9050)を交付することにより行うものとする。	とする。 ① (同左) ② 関税法若しくは関税に関する法律の規定又は関税法第70条第1項若しくは第2項に規定する他の法令の規定に違反した場合(法第67条の <u>4第1号イ又はロ</u> に該当することとなった場合を除く。) ③ 令第59条の11の規定において準用する令第4条の14の規定に基づく通知は、「特例輸入者等承認・認定取消書」(C-9050)を交付することにより行うものとする。
(承継の承認申請手続等) 67の12-1 法第67条の12において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく特定輸出者の承認を承継する場合の承認の申請については、前記7の13-1に準じて取り扱うこととして差し支えない。	(承継の承認申請手続等) 67の10-1 法第67条の10において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく特定輸出者の承認を承継する場合の承認の申請については、前記7の13-1に準じて取り扱うこととして差し支えない。
	(特定輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請手続) 67の11-1 法第67条の11第1項の規定に基づく特定輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請は、「特定輸出貨物の輸出許可取消申請書」(C-9100)2通を特定輸出貨物に係る輸出の許可をした税関長に提出することにより行わせる。
	(特定輸出貨物に係る輸出の許可の取消し) 67の11-2 法第67条の11第2項の規定に基づく輸出の許可の取消しは、前記67の11-1(特定輸出貨物に係る輸出許可取消しの申請手続)の規定による申請が行われた場合に行うほか、例えば、次のような場合に行うこととする。この場合における特定輸出者への通知は、「特定輸出貨物の輸出許可取消書」(C-9110)を使用して行うものとする。 ① 特定輸出申告書に記載された品名と特定輸出貨物が相違することが判明した場合 ② 特定輸出申告ができない貨物について当該申告を行い、輸出の許可を受けていたことが判明した場合 ③ 事故その他の事情により、特定輸出貨物が特定輸出申告書に記載された品名と異なることとなった場合 ④ 特定輸出申告書に記載された外国貿易船又は外国貿易機への積込予定期を経過しても積込みがされない場合であって、その後においても当該積込みが予定されていない場合

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	(特定輸出貨物に係る取扱いの準用) 67の12-1 法第67条の12の規定により特定輸出貨物について準用される 法第34条本文及び法第45条第3項の規定の適用については、前記34-1(同 項の(2)のただし書及び(4)を除く。)及び45-3の規定に準じて取り扱うもの とする。この場合において、34-1の(2)の本文中「外国貨物を廃棄」とある のは「特定輸出貨物を廃棄」と、「提出」とあるのは「輸出の許可をした税 関官署に提出」と、45-3中「亡失した貨物を蔵置してあつた保税蔵置場の 許可を受けた者から当該保税蔵置場を所轄する」とあるのは「亡失した特定 輸出貨物について輸出の許可を受けていた者から当該輸出の許可した」と読 み替えるものとする。
(認定製造者の認定申請手続)	(認定製造者の認定申請手続)
67の13-1 認定製造者の認定に係る申請手続は、次による。	67の13-1 認定製造者の認定に係る申請手続は、次による。
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 認定申請書の添付書類及び認定申請書の記載事項の取扱いは、次によ る。 イ 認定申請書には、令第59条の16第2項に規定する法第67条の13第 3項第2号への規則（以下この項及び後記67の14-1において「実施 規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が認定製造者の認定の 申請と同時に特定輸出者の承認の申請をする場合にあっては、1通を加 えるものとし、この場合における実施規則は、法第67条の6第3号に 規定する規則の内容を網羅したものとする。以下この項において同じ。） 及び令第59条の16第3項に規定する申請者及び特定製造貨物輸出者に 係る登記事項証明書を1通ずつ添付するものとする。ただし、申請者又 は特定製造貨物輸出者が法人以外の者であるときは、実施規則2通及び 申請者又は特定製造貨物輸出者に係る住民票その他の本人確認が可能 な書類1通を添付するものとする。 ロ 規則第8条の4ただし書に規定するその他の事由とは、申請者が法第 7条の2第1項又は法第67条の3第1項第1号の承認を受けており、 これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする 書類が添付されている場合をいうので留意する。 ハ 前記7の2-5(3)の規定は、令第59条の16第3項ただし書に規定す るその他の事由の取扱いについて準用する。	(2) 認定申請書の添付書類及び認定申請書の記載事項の取扱いは、次によ る。 イ 認定申請書には、令第59条の14第2項に規定する法第67条の13第 3項第2号への規則（以下この項及び後記67の14-1において「実施 規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が認定製造者の認定の 申請と同時に特定輸出者の承認の申請をする場合にあっては、1通を加 えるものとし、この場合における実施規則は、法第67条の4第3号に 規定する規則の内容を網羅したものとする。以下この項において同じ。） 及び令第59条の14第3項に規定する申請者及び特定製造貨物輸出者に 係る登記事項証明書を1通ずつ添付するものとする。ただし、申請者又 は特定製造貨物輸出者が法人以外の者であるときは、実施規則2通及び 申請者又は特定製造貨物輸出者に係る住民票その他の本人確認が可能 な書類1通を添付するものとする。 ロ 規則第8条の4ただし書に規定するその他の事由とは、申請者が法第 7条の2第1項又は法第67条の3第1項第1号の承認を受けており、 これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする 書類が添付されている場合をいうので留意する。 ハ 前記7の2-5(3)の規定は、令第59条の14第3項ただし書に規定す るその他の事由の取扱いについて準用する。
(認定等の通知)	(認定等の通知)
67の13-3 令第59条の16第5項の規定に基づく認定又は不認定の申請者	67の13-3 令第59条の14第5項の規定に基づく認定又は不認定の申請者

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>への通知は、次による。 (1)及び(2) (省略)</p> <p>(認定内容の変更手続)</p> <p>67の13-4 令第59条の16第6項の規定に基づく認定製造者の認定内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030) 2通(原本、届出者用)を担当税關の担当部門に提出することとする。また、法第67条の13第3項第1号イからトまでに該当することとなった場合若しくは同項第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでに該当することとなった場合又は法第67条の16第1項第2号から第4号までに規定する認定の失効事由に該当した場合には、その旨を認定内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないものとし、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>	<p>への通知は、次による。 (1)及び(2) (同左)</p> <p>(認定内容の変更手続)</p> <p>67の13-4 令第59条の14第6項の規定に基づく認定製造者の認定内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030) 2通(原本、届出者用)を担当税關の担当部門に提出することとする。また、法第67条の13第3項第1号イからトまでに該当することとなった場合若しくは同項第3号イに規定する第67条の4第1号イからチまでに該当することとなった場合又は法第67条の16第1項第2号から第4号までに規定する認定の失効事由に該当した場合には、その旨を認定内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないものとし、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>
<p>(認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>67の15-1 令第59条の17の規定による届出(以下この項において単に「届出」という。)の手続については、次による。 (1)及び(2) (省略)</p>	<p>(認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>67の15-1 令第59条の15の規定による届出(以下この項において単に「届出」という。)の手続については、次による。 (1)及び(2) (同左)</p>
<p>(認定製造者の認定の取消し)</p> <p>67の17-1 法第67条の17第1項の規定に基づき認定製造者の認定を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略) (2) 令第59条の18に規定する書面による通知は、「特例輸入者等承認・認定取消書」(C-9050)を交付することにより行うものとする。</p>	<p>(認定製造者の認定の取消し)</p> <p>67の17-1 法第67条の17第1項の規定に基づき認定製造者の認定を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左) (2) 令第59条の16に規定する書面による通知は、「特例輸入者等承認・認定取消書」(C-9050)を交付することにより行うものとする。</p>
<p>第2節 特殊輸出通關</p> <p>(船舶の改装、修理のために使用する資材の輸出手続等)</p> <p>67-2-9 外国籍船舶の改装又は修理のため使用する資材等の輸出手続に</p>	<p>(積戻し貨物に係る輸出申告の時期の特例の準用)</p> <p>75-2 法第75条の規定により準用する法第67条の2の取扱いについては、前記67の2-1-1から67の2-1-4までの規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p>第2節 特殊輸出通關</p> <p>(船舶の改装、修理のために使用する資材の輸出手続等)</p> <p>67-2-9 外国籍船舶の改装又は修理のため使用する資材等の輸出手続に</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 修理、改裝用資材の輸出又は積戻しの申告は、造船所から「輸出申告書」(C-5010) 又は「輸出申告書(C-5015-1 及び C-5015-2) 3 通(統計上分を含む。)」に「修理、改裝用資材明細書(仕入書兼用)」(C-5215) 2 通(原本、交付用)を添付させて管轄税関官署の通関部門に提出することにより行わせる。この場合において、品名は、修理、改裝用資材のうち主要なものについて記載させ、その他のさ細なものについては、便宜一括して記載させて差し支えない。また、数量及び価格は、見積りにより数量及び価格(仕入価格)を記載させて差し支えない。</p> <p>(3) 輸出又は積戻し申告書を受理したときは、上記(2)の修理、改裝用資材明細書の 1 部に受理印を押なつして造船所に交付し、これにより修理、改裝を認める。</p> <p>(4) 修理、改裝が完了したときは、造船所から、上記(3)により交付した修理、改裝用資材明細書に修理、改裝完了時において明らかになつた主要資材の品名、使用数量及びその価格(仕入価格)を追記した上、管轄税関官署の通關部門へ提出させ、保留している輸出又は積戻し申告書の数量及び価格を訂正した後に輸出等を許可する。</p> <p>なお、この場合において、申告価格の総額が 200 万円未満となつても、便宜管轄税関官署の通關部門において処理する。</p> <p>(5) 上記手続により改裝又は修理した結果生じた屑材等を引き取る場合には、輸入手続を行わせるものとし、その屑材等が輸出の許可を受けた資材であるときは、定率法 14 条第 10 号《無条件免税》を適用して処理するものとする。</p> <p>(輸出入貨物の容器の輸出入手続)</p> <p>67-2-12 輸出入貨物の容器のうち、コンテナーに関する通關條約及び國際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の國際運送に関する通關條約(TIR 條約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 257 号)第 2 条の適用を受けないで輸出入される容器に係る輸出入手續は、次によることとして差し支えない。</p> <p>(1) 定率法施行令第 15 条第 2 号の規定の適用を受けるもの</p>	<p>については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>修理、改裝用資材の輸出又は積戻しの申告は、修理、改裝用資材等を造船所内にある保税地域に搬入させたうえで行わせることとする。</u> なお、造船所内にある修理、改裝用資材については、造船所内にある保税地域以外の場所にあるものについても当該保税地域へ搬入されているものとみなして取り扱つて差し支えない。</p> <p>(3) 修理、改裝用資材の輸出又は積戻しの申告は、造船所から「輸出申告書」(C-5010) 又は「輸出申告書(C-5015-1 及び C-5015-2) 3 通(統計上分を含む。)」に「修理、改裝用資材明細書(仕入書兼用)」(C-5215) 2 通(原本、交付用)を添付させて管轄税関官署の通關部門に提出することにより行わせる。この場合において、品名は、修理、改裝用資材のうち主要るものについて記載させ、その他のさ細なものについては、便宜一括して記載させて差し支えない。また、数量及び価格は、見積りにより数量及び価格(仕入価格)を記載させて差し支えない。</p> <p>(4) 輸出又は積戻し申告書を受理したときは、上記(3)の修理、改裝用資材明細書の 1 部に受理印を押なつして造船所に交付し、これにより修理、改裝を認める。</p> <p>(5) 修理、改裝が完了したときは、造船所から、上記(4)により交付した修理、改裝用資材明細書に修理、改裝完了時において明らかになつた主要資材の品名、使用数量及びその価格(仕入価格)を追記した上、管轄税関官署の通關部門へ提出させ、保留している輸出又は積戻し申告書の数量及び価格を訂正した後に輸出等を許可する。</p> <p>なお、この場合において、申告価格の総額が 200 万円未満となつても、便宜管轄税関官署の通關部門において処理する。</p> <p>(6) 上記手続により改裝又は修理した結果生じた屑材等を引き取る場合には、輸入手続を行わせるものとし、その屑材等が輸出の許可を受けた資材であるときは、定率法 14 条第 10 号《無条件免税》を適用して処理するものとする。</p> <p>(輸出入貨物の容器の輸出入手續)</p> <p>67-2-12 輸出入貨物の容器のうち、コンテナーに関する通關條約及び國際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の國際運送に関する通關條約(TIR 條約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 257 号)第 2 条《コンテナーの輸入又は輸出の手續》の適用を受けないで輸出入される容器に係る輸出入手續は、次によることとして差し支えない。</p> <p>(1) 定率法施行令第 15 条第 2 号《コンテナー等の容器で反覆して使用され</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 当該容器の輸出の際、「輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告書」（C-5220）2通を提出させ、輸出を許可したときは、うち1通に輸出許可印を押なつし、これを輸出許可書（輸入申告書用）として申告者に交付する。</p> <p>なお、輸出許可後、他港へ運送のうえ船積み（搭載）される輸出入貨物の容器の保税運送の取扱いについては、前記63-16に準ずる。</p> <p>ロ 上記イの適用を受けた容器の輸入申告は、上記イの輸出許可書（輸入申告書用）及び当該許可書と同一の内容を記載した上記イの様式による輸入申告書（原本）を提出して行わせ、輸入を許可したときは、輸入申告書（輸出許可書）に輸入許可印を押なつし、これを輸入許可書として申告者に交付する。</p> <p>なお、1輸出申告で輸出された複数の容器が分割して輸入されることとなつた場合には、上記イの輸出許可書（輸入申告書用）及び当該分割輸入される容器に係る輸入申告書（原本）を提出させて輸入申告を行わせる。</p> <p>(2) 定率法施行令第32条第1号及び第33条第2号の規定の適用を受けるもの</p> <p>　　輸出入申告手続は、上記(1)の取扱いに準じて行うものとする。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>（簡易手続が適用されない輸出郵便物について事前検査を行った場合の暫定的取扱い）</p> <p>76-2-4 法第76条第1項に基づく簡易手続が適用されない郵便物について事前検査を行った場合において、輸出者自身が事前検査を行った税關官署に対して輸出申告を行うことを希望する場合は、<u>法第67条の2第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該官署において当該輸出申告を受理して差し支えない。</u></p> <p>この場合における通関手続の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸出許可書の交付は、郵便支店等の受領証又は郵便支店等の受領印の押なつされた輸出郵便物受理明細書の提出をまって行うものとする。</p> <p>　　なお、輸出申告に併せて行う定率法又は内国消費税法の規定による減免</p>	<p>るもの》の規定の適用を受けるもの</p> <p>イ 当該容器の輸出の際、「輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告書」（C-5220）2通を提出させ、輸出を許可したときは、うち1通に輸出許可印を押なつし、これを輸出許可書（輸入申告書用）として申告者に交付する。</p> <p>なお、輸出許可後、他港へ運送のうえ船積み（搭載）される輸出入貨物の容器の保税運送の取扱いについては、前記63-16 <u>（輸出又は積戻し貨物の運送）</u>に準ずる。</p> <p>ロ 上記イの適用を受けた容器の輸入申告は、上記イの輸出許可書（輸入申告書用）及び当該許可書と同一の内容を記載した上記イの様式による輸入申告書（原本用）を提出して行わせ、輸入を許可したときは、輸入申告書（輸出許可書）に輸入許可印を押なつし、これを輸入許可書として申告者に交付する。</p> <p>なお、1輸出申告で輸出された複数の容器が分割して輸入されることとなつた場合には、上記イの輸出許可書（輸入申告書用）及び当該分割輸入される容器に係る輸入申告書（原本用）を提出させて輸入申告を行わせる。</p> <p>(2) 定率法施行令第32条第1号《輸入貨物の免税容器の指定》及び第33条第2号《輸出貨物用の免税容器の指定》の規定の適用を受けるもの</p> <p>　　輸出入申告手續は、上記(1)の取扱いに準じて行うものとする。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>（簡易手続が適用されない輸出郵便物について事前検査を行った場合の暫定的取扱い）</p> <p>76-2-4 法第76条第1項に基づく簡易手続が適用されない郵便物について事前検査を行った場合において、輸出者自身が事前検査を行った税關官署に対して輸出申告を行うことを希望する場合は、<u>前記67の2-1-2にかかわらず、当分の間、令第59条の4第1項第4号を適用し、当該輸出申告を受理して差し支えない。</u></p> <p>この場合における通關手続の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) <u>令第59条の4第2項に規定する手續は、前記67の2-1-3に規定する「本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請書」の提出に代え、輸出申告書の表題に「兼搬入前申告扱い承認申請書」と付記することで、承認申請があつたものとして取扱うものとする。</u></p> <p>(2) 輸出許可書の交付は、郵便支店等の受領証又は郵便支店等の受領印の押なつされた輸出郵便物受理明細書の提出をまって行うものとする。</p> <p>　　なお、輸出申告に併せて行う定率法又は内国消費税法の規定による減免</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>戻税又は還付の申請書等は、輸出申告時に受理して差し支えないが、これらの手続により輸出者に交付する書類については、輸出許可書に併せて交付するものとする。</p> <p>(2) 保税運送の手続は、前記76-2-2の(3)に準じて行うこととする。 なお、輸出を条件に関税若しくは内国消費税の減免戻税又は還付を受けようとする郵便物に係る輸出の事実の確認は、前記67-1-19に規定する処理に代えて、前記76-2-3の(2)によるものとする。</p>	<p>戻税又は還付の申請書等は、輸出申告時に受理して差し支えないが、これらの手続により輸出者に交付する書類については、輸出許可書に併せて交付するものとする。</p> <p>(3) 保税運送の手続は、前記76-2-2の(3)に準じて行うこととする。 なお、輸出を条件に関税若しくは内国消費税の減免戻税又は還付を受けようとする郵便物に係る輸出の事実の確認は、前記67-1-19に規定する処理に代えて、前記76-2-3の(2)によるものとする。</p>
第9章 雜則	第9章 雜則
(開庁時間外の執務要請を必要とする事務または必要としない事務)	(開庁時間外の執務要請を必要とする事務または必要としない事務)
98-2 令第87条の規定により開庁時間外の執務要請の届出を必要とする事務等については、次による。	98-2 令第87条の規定により開庁時間外の執務要請の届出を必要とする事務等については、次による。
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 同条第2項の規定により同条第1項第1号から第5号までに掲げる事務に含まれることとなる申請又は申告前における検査に係る事務は、当該各号に掲げる承認又は許可に係る申請書又は申告書に記載すべき貨物の性質、数量等を確定する必要上申請者又は申告者からの要望に基づいて行う検査に係る事務をいい、例えば、次に掲げる事務がこれに該当する。 イ及びロ (省略) ハ 輸出建造船舶等の輸出申告（積戻し申告を含む。）に先立って行う検査	(2) 同条第2項の規定により同条第1項第1号から第5号までに掲げる事務に含まれることとなる申請又は申告前における検査に係る事務は、当該各号に掲げる承認又は許可に係る申請書又は申告書に記載すべき貨物の性質、数量等を確定する必要上申請者又は申告者からの要望に基づいて行う検査に係る事務をいい、例えば、次に掲げる事務がこれに該当する。 イ及びロ (省略) ハ <u>再包装が困難な貨物（プラント貨物、美術品等）</u> 、又は輸出建造船舶等の輸出申告（積戻し申告を含む。）に先立って行う検査 二 <u>コンテナー扱い（前記67-1-20に規定するコンテナー扱いをいう。）</u> <u>が認められた貨物について、輸出申告の予備申告書（「予備審査制について」（平成12年3月31日蔵関第251号）に基づく予備申告書をいう。）</u> <u>が税關に提出された後に、輸出申告に先立って当該貨物を税關が指定する検査場に搬入して行う検査</u>
(3) (省略)	(3) (同左)